

総務・財政部会 資料

各種課題について

1-1 地方拠点強化税制について

地方拠点強化税制とは

本社機能の一部又は、全部を……

- ➡東京23区から、地方に移転する場合
- ➡地方で拡充する場合
- ➡東京23区以外から、地方に移転する場合

税制の優遇措置

移転型事業とは？

本社機能の一部又は全部を東京23区から地方に移転する場合

例えば……

- 東京23区に本社を置く企業が、地方に本社を移転する場合
- 地方に研究所を建設し、東京23区の本社から研究開発機能を移転する場合
- 東京23区に本社を置く企業が、地方に本社機能の一部を移転する場合



※首都圏の一部地域への移転は対象外です。

拡充型事業とは？

本社機能を地方で拡充する場合や
東京23区以外の地方から別の地方に移転する場合

例えば……

- 地方に本社を置く企業が、その本社を増築する場合
- 東京23区以外の地方に本社を置く企業が、別の地方に本社の一部を移転する場合
- 地方において、新しく起業するために本社を整備する場合



※首都圏、中部圏、近畿圏の一部地域での拡充は対象外です。

税制の優遇措置

事業者は、都道府県の「地域再生計画」に基づき、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、当該計画を開始する前（着工前）に移転・立地先として予定している都道府県（国から「地域再生計画」の認定を受けている場合に限る）知事に申請する。都道府県による審査があり、一定の要件を満たすことで、認定される。

ステップ1
(計画認定)



【認定を受けるための要件】

- ①都道府県の「地域再生計画」（国から認定を受けているものに限る）に適合すること
本社機能（事務所・研究所・研修所）の整備（新設、増設、購入、賃借、用途変更）であること、等。
- ②特定業務施設において、本社機能に従事する従業員が5人（中小企業者※1人）以上増加すること
移転型事業については、過半数が東京23区からの転勤であること、又は、初年度に増加させる従業員の過半数、かつ、計画期間を通じて増加させる従業員の4分の1以上が東京23区からの転勤者であること。
特定業務施設における新規採用者の一部を、東京23区からの転勤者とみなすことができる。
※「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法に定義する中小企業者をいう。
- ③円滑かつ確実に実施されると見込まれること

オフィス減税

移転型事業 建物等の取得価額に対し、特別償却**25%**又は税額控除**7%**

拡充型事業 建物等の取得価額に対し、特別償却**15%**又は税額控除**4%**

ステップ2
(税制適用)

適用要件	【対象】特定業務施設となる建物・建物附属設備・構築物 【取得価額】2,500万円以上（中小企業者*1,1,000万円以上）
適用期間	令和6年3月31日までに、都道府県知事の認定を受けること ※認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります。
限度額	当期法人税額等の20%（税額控除を活用する場合、雇用促進税制との合算）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓適用対象となる建物等は、新設・増設・新築の購入に限ります。 ✓同一建物内に特定業務施設以外の業務部門（工場等）を有する場合の取得価額は、原則、特定業務施設に係る部分のみを床面積按分により算出することになります。 ✓例えば、親会社が取得した特定業務施設に子会社が入居し、事業の用に供した場合は対象とならないため、注意が必要です。

*1 「中小企業者」とは、租税特別措置法に定義される中小企業者を言います。

雇用促進税制

特定業務施設における雇用者増加数に応じ、次の金額の合計を税額控除

移転型事業	新規雇用者数*2（有期雇用又はパートを除く） ⇒1人あたり 90万円 （50万円＋上乗せ分40万円*3）
	転勤者数*2（特定業務施設における雇用者増加数*2から新規雇用者数*2を控除した人数（有期雇用又はパートを除く）） ⇒1人あたり 80万円 （40万円＋上乗せ分40万円*3）
拡充型事業	新規雇用者数*2（有期雇用又はパートを除く） ⇒1人あたり 30万円
	転勤者数*2（特定業務施設における雇用者増加数*2から新規雇用者数*2を控除した人数（有期雇用又はパートを除く）） ⇒1人あたり 20万円
適用要件	適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
適用期間	令和6年3月31日までに、都道府県知事の認定を受けること
限度額	当期法人税額等の20%（オフィス減税との合算）

*2 特定業務施設における雇用者増加数又は法人全体の雇用者増加数のうち小さい方の数が上限。
ただし上乗せ分については、法人全体の雇用者増加数を上限とせず、特定業務施設における雇用者増加数が上限。
*3 特定業務施設の所在地が準地方活力向上地域（近畿圏及び中部圏の中心部）内である場合は、30万円。
(注) 原則、同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません。（上乗せ分を除く）。

1-2前回の期限延長にあたっての指定都市市長会提言(令和3年7月28日)

【提言項目】

(地方拠点強化税制について)

- 1 令和4年3月 31 日までの適用期限を延長すること。
- 2 指定都市をはじめとした地方自治体、経済団体や企業の意見を十分に聴きながら、支援内容や適用要件を大幅に見直し、東京都からの本社機能の移転につながる実効性のあるものとすること。
- 3 移転型について、東京 23 区だけではなく、東京都から本社機能を移転した場合も制度の対象とすること。また、移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏を優遇措置の対象とすること。そのうえで、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対し、更なる優遇措置を講ずること。
- 4 雇用増加を伴わない本社機能の移転の場合は制度を利用できないなど、雇用要件が制度適用の大きな障害となっていることから、雇用従業員増加数や東京 23 区からの転勤者数に係る認定要件を弾力化すること。
- 5 オフィス減税の適用対象はオフィスの新設又は増設に限定されているが、オフィスビルの賃貸によって本社機能を移転する事例が非常に多いことから、オフィスビルを賃貸で利用する場合も適用対象とすること。また、雇用促進税制の税額控除を大幅に拡充するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。

(新たな対策の検討)

- 6 企業拠点の地方移転に当たっては、取引先や関連企業との継続的な関係性の構築など、業務運営の利便性が重視されることから、国において、企業拠点の地方移転に伴い生じるコスト（移転先での取引先や関連企業の構築など）について、支援する仕組みづくりを検討すること。
- 7 また、コロナ禍を踏まえたテレワークの活用がキーとなることから、地方創生テレワーク交付金の対象地域の追加及び内容の更なる拡充など企業の地方移転に伴うシステム構築に対する支援を充実させること。

1-3 地方拠点強化税制の利用実績、課題について(20市照会結果)

利用実績

【利用件数】

- 指定都市の利用実績は131件、従業員についても2,546人の増加を計画
- 拡充型の利用が112件に対して、移転型は19件と少ない

【利用にあたり効果のあった取組】

- 「移転型」を検討している企業に対し、市の補助制度と併せて提案

【活用に至った経緯】

- 災害リスクが低いこと、交通利便性が高いこと、高等教育機関が多く人材が豊富であること等、立地環境の優位性を理由として、東京23区から本社機能の一部を移転
- 技術者の増加に伴う施設不足や産官学連携研究増加に伴う共有施設の不足、また、環境保全など新事業分野への取組が現状施設では対応が困難なため

	認定年度	件数	うち	うち	計画した増加 従業員数※
			移転型	拡充型	
指定都市 の利用実績	平成27年	15	1	14	118
	平成28年	11	0	11	485
	平成29年	9	0	9	263
	平成30年	23	6	17	494
	令和元年	22	4	18	256
	令和2年	16	3	13	67
	令和3年	15	1	14	375
	令和4年	20	4	16	488
	合計	131	19	112	2546

※一部に実績を含む

利用にあたっての課題

【計画認定の課題】

- 拡充型の対象地域に既成都市区域が含まれていない
- 本社機能業務は効率化等を進め、従業員を増やさない計画も多いが、雇用増加を伴わない本社機能の移転は制度を活用できない
- 首都圏からの移転が主な内容であっても、地方拠点間の拡充が一部でも含まれる場合は、拡充型に該当

【減税要件・企業メリットの課題】

- 法人全体の雇用者数を控除上限とする要件等が障壁
- オフィス減税の対象が、建物等(建物、建物附属設備、構築物)の取得価額のみであり、既存建物等の賃借や機械設備等の取得費が対象とならず、企業側が受けられる税制優遇の金額的なメリットが少ない
- オフィス減税と雇用促進税制の併用ができない

【運用面等での課題】

- 整備計画の認定者が都道府県知事となるため、市では利用状況の把握が困難。効果が計り難い
- 「雇用促進計画」をハローワークへ提出した際、ハローワーク側で制度に関する知識が不足しており、手続きに時間を要した案件があった
- 申請書類や報告書などの資料作成の負担が大きい一方で、得られるメリットは大きくなく、結果的に断念する事業者がある

1-4地方拠点強化税制の延長に向けて要望すべき事項(20市照会結果)

【計画認定の要件の緩和】

- 雇用従業員増加数や東京23区からの転勤者数に係る認定要件をさらに弾力化してほしい
- 移転型の従業員数の要件について、東京23区にある事業所からの転勤者が過半数に満たなくとも、新規雇用を含め移転先における雇用が増加する場合は対象とすること
- 拡充型の従業員数の要件について、本社機能業務に従事する従業員数の維持又は増加とすること

【減税要件・企業メリットの拡充】

- 支援内容や適用要件を大幅に見直し、東京都からの本社機能の移転につながる実効性のあるものにしてほしい
- 移転初年度に多く雇用する必要があり、経費が掛かることから、税制優遇の上限額の引き上げや同一事業年度における「オフィス減税」と「雇用促進税制」の併用を可能とするなど、事業者のメリットの拡充を図ること
- オフィスビルの賃貸によって本社機能を移転する事例が非常に多い。賃貸の場合のインセンティブを検討すること
- オフィス減税の対象が、建物等(建物、建物附属設備、構築物)の取得価額のみであり、機械設備の取得も対象とすること

【対象地域の拡大】

- 60年以上前に制定された首都圏整備法に基づき、首都圏の指定都市が移転型・拡充型ともに対象外。画一的な線引きではなく、複数の広域経済圏をつなぐ結節点や交流拠点、イノベーションを誘発する拠点としての機能、震災時における首都圏機能のバックアップ拠点など、安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すうえで、首都圏の指定都市が果たす多様な役割を踏まえた対象地域の見直しが必要
- 東京一極集中の是正をさらに図るため移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏を優遇措置の対象とすること
- 指定都市が日本の成長をリードし、更なる地域の活性化を推進していくためにも、対象地域に東京圏を加えるなど、より多くの企業を誘致できるよう、国においても支援を充実してほしい

【その他】

- 本社機能等の移転には構想から実現まで相当程度の期間を要することが想定。更に都道府県知事へ地方活力向上地域特定業務施設整備計画を提出し認定を受ける必要があることから、2年を超えた長期間の延長を望む

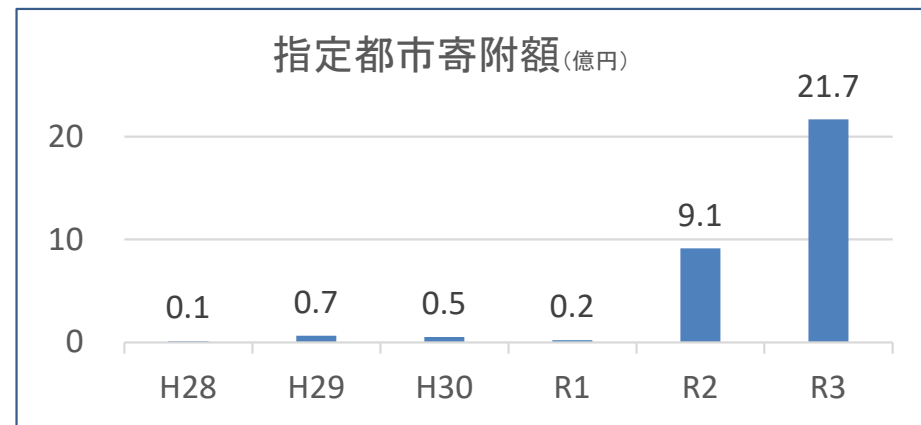
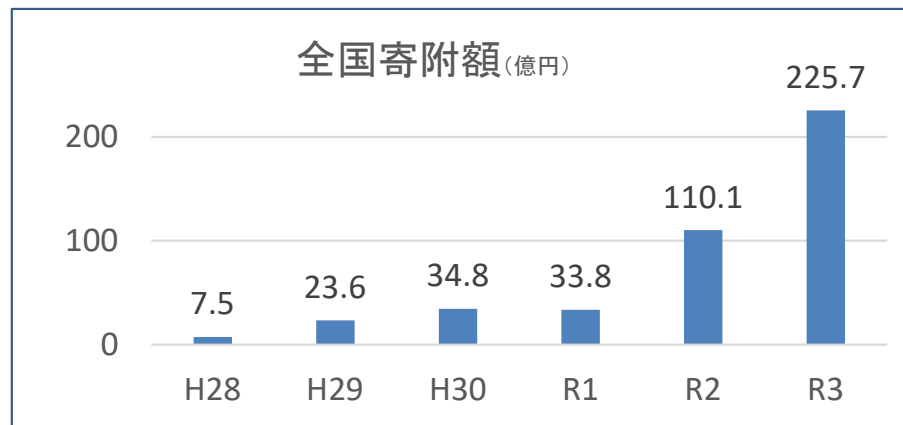
2 企業版ふるさと納税における税額控除特例措置の延長

制度概要

平成28年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附額の約9割が軽減。

- ・ 1回当たり10万円以上の寄附が対象
- ・ 寄附の代償として経済的な利益を受けることは禁止
- ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象外

寄附額の経年比較



課題

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の税額控除の特例措置は、令和6年度で終了する。しかし、令和2年度税制改正により拡充された税額控除の効果もあり、全国的に企業からの寄附額が増加し、地方創生の推進が期待されるため、税額控除の特例措置を延長すべきではないか。

3 医療費助成に係る国庫負担金等の減額調整措置の廃止等について

国保財政の現状と減額調整措置等について

- 市町村国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造上の問題を抱え、高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たり医療費の増加等により、**財政が非常に厳しい状況**
- 子ども、障害者、ひとり親家庭等の医療費助成は、各自治体が地方単独事業として実施しているが、これらの**医療費助成を現物給付方式で実施した場合、国保に対する国庫負担金等が減額調整されており、国保財政に重大な影響**

【岡山市の減額調整措置 概算影響額】

・子ども	△0.1億円
・障害者	△2.3億円
・ひとり親	△0.2億円
計	△2.6億円

【子ども・障害者・ひとり親医療費助成の実施状況】

- ・全指定都市 実施済(3種類共)
- ・全都道府県 市町村補助として実施済(3種類共)
→自治体により、自己負担額等に違いがあり、
国の施策として統一的な実施が望まれる

減額調整措置廃止に係る国の動き

H30年度 未就学児までを対象とする医療費助成に係る減額調整措置の廃止

R5年3月 「こども・子育て政策の強化について(試案)」にこどもの医療費助成に係る減額調整措置廃止が盛り込まれた →今後、骨太の方針2023に向け検討が深められる予定

課題

こどもに係る減額調整措置廃止の議論のみが先行し、障害者、ひとり親に係る減額調整措置廃止の議論が進まない可能性がある。

障害者、ひとり親も含めた全ての減額調整措置の廃止を要望していく必要があるのではないか。